

防犯灯新設時の注意事項

(1) 令和6年度の新設防犯灯について

新設防犯灯はLED型防犯灯です。新設工事については自治会の費用負担はありません(高松市の全額助成)。防犯灯の設置場所は、原則、**四国電力柱**とします。

(2) 提出書類について

- ◆ 「防犯灯設置申請(仮申請)」
- ◆ 「設置場所位置図」…地図に設置希望の電柱の位置を「●」丸印、灯具の向きを「→」矢印で記入してください。マーク記入例「●→」
- ◆ 「電柱の写真」…カラー写真 2枚
 - ・電柱全体 1枚(電柱の地際から頭部まで)
 - ・電柱番号 1枚(正面より番号がはっきりわかるように。プレートが2枚ある場合は両方入れる)

※NTT柱の場合は上記以外にもご提出いただく書類があります。(設置できることが決定後、コミセンでお渡し)

(3) 提出締切 令和6年4月26日(金)

(4) 設置基準について

防犯灯の新設に当たっては、「高松市防犯灯設置基準」に基づき、既設の防犯灯、水銀灯、その他街灯類の照明効果がおよばない場所で、かつ、既設防犯灯から**直線距離で約30メートル以上離れた場所に設置**するようにしてください。(設置予定の電柱等に樹木が茂っている場合などは、自治会様に樹木伐採をお願いする場合があります。)

(5) 単位自治会長の個人情報を電気工事業者に開示することの同意について

工事の施工に当たり、電気工事業者から単位自治会長に連絡を取る場合もあります。施工する電気工事業者に単位自治会長の連絡先(住所・電話番号)を知らせる旨ご同意をお願い致します。

(6) 電柱の所有者について

電柱の所有者は、電柱番号を記載したプレート(2枚ついている場合には上側のプレート)で判別します。地名がカタカナで表示されているものは四国電力、漢字で表示されているものはNTTのものです。

それ以外の木柱は、ほとんどが高松市有線放送電話協会のものですが、高松市有線放送電話協会は解散し、平成28年3月末で清算を完了しています。従って、元有線柱は無主物となっており、所有者が特定できない柱に対する架設は四国電力の許可が下りないことから、元有線柱には設置できません。

電気工事業者が施工する際、申請いただいた電柱所有者と実際の電柱所有者が相違している場合、確認作業や書類の提出等が必要となり、工事の遅延が発生します。現地ですべて確認してください。

(7) NTT柱への設置について

NTT柱に防犯灯を設置する場合、NTT宛に「申請書」、「写真」、「着工・完了届」などの書類が必要となり、手続きが煩雑となるほか、防犯灯の設置までに相当の日数を要する場合があります。また、令和5年度以降に設置されたものに関しては、自治会長が変更となる度、書類の届出が必要になります。

LED灯の防犯灯が設置されたNTT柱を建替える際には、自治会負担(1灯当たり6,000円)が必要です。

このようなことから、防犯灯の設置を希望するNTT柱の近くに四国電力柱があり、その**四国電力柱に防犯灯を設置しても照明効果にあまり差が認められない場合は、できる限り四国電力柱に設置するようにしてください。**

やむを得ずNTT柱への設置を希望する場合は、仮申請を提出される前に(検討時点で)防犯灯の添架可否の確認を、自治会から直接右記電話番号にお願いします。(株)NTTフィールドテクノ TEL 089-909-6231

(7) 周辺住民の同意について

防犯灯の新設に当たっては、当該防犯灯周辺の住民の方（田畑の所有者を含む。）に、必ず同意を得るよう
にしてください。

近隣の住民から「一晩中明るく、眠れなかった」、「稲の成育が悪くなった」等の苦情が寄せられることがありますので、灯具の向き（方向）と併せて十分協議してください。

(8) 地権者の承諾について

防犯灯新設が決定後、設置申請する建柱地の地権者に許可を得ていただく必要があります。

- ・私有地 ⇒ 土地所有者
- ・道路 ⇒ 道路管理者（市道=高松市道路管理課、県道・国道=高松土木事務所、
国道=香川河川国道事務所/高松国道維持出張所）
- ・公有財産 ⇒ 公有地管理者（公園=高松市公園緑地課）

太田地区自治会連合会